

川監委発第190号

令和2年1月28日

川越市長 川合善明様

川越市議会議長 三上喜久蔵様

川越市監査委員 牛窪佐千夫

同 石川隆二

同 山木綾子

同 大泉一夫

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 監査の対象

指定管理者

社会福祉法人加寿美福祉会

所管部局

福祉部 高齢者いきがい課

1 組織

社会福祉法人加寿美福祉会の組織は、理事長1名、理事5名、監事2名、評議員7名の役員と、施設長（理事長兼任）以下21名の職員を置いている。

2 事業の概要

社会福祉法人加寿美福祉会は、多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行っている。

第一種社会福祉事業：川越市養護老人ホームやまぶき荘の管理運営

3 市との関係

川越市より指定管理者の指定を受け、川越市養護老人ホームやまぶき荘の管理運営を行っている。

第2 監査の期間

令和元年9月25日から令和2年1月21日まで

第3 監査の方法

平成30年度及び令和元年度（4月から8月まで）の当該団体に係る出納及びその他の事務の執行が適正に行われているか否かを監査重点事項とし、事前に監査資料及び関係書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第4 監査を執行した監査委員

牛窪佐千夫、石川隆二、山木綾子、大泉一夫

第5 監査の結果

監査重点事項の指定管理業務に係る出納及びその他の事務については、関係法令、協定書等に従い、おおむね適正に執行されているものと認められた。

今後も適正な執行に努められるよう要望する。